

松江市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市職員の職の設置に関する規則（平成 17 年松江市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、部長、部付部長、政策監、技監、会計管理者、次長、参事、支所長、専門監、課長、センター長、室長、政策企画官、教育指導官、専門官、上席検査官、保育指導官、館長、所長、園長、事務局長、事務長、場長、調整官、検査官、副所長、副園長、課長代理、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、企画幹、医療専門幹、総括主幹、主幹、教頭、主幹保育教諭、事務局次長、係長、保健師長、保育士長、看護師長、副看護師長、管理栄養士長、医長、医療専門員、獣医師長、薬剤師長、主幹行政専門員、主幹技術専門員、主幹学芸専門員、主幹文化財専門員、主幹保健専門員、主幹保育専門員、主幹保育教諭専門員、主幹教育専門員、主幹栄養専門員、主幹獣医専門員、主幹薬剤専門員、主任、主任学芸員、文化財主任、主任保健師、主任保育士、主任保育教諭、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任獣医師、<u>主任薬剤師</u>、薬剤主任、診療放射線主任、臨床検査主任、歯科衛生主任、主任行政専門員、主任技術専門員、主任学芸専門員、</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>理事、部長、部付部長、政策監、技監、会計管理者、次長、参事、支所長、専門監、課長、センター長、室長、政策企画官、教育指導官、専門官、上席検査官、保育指導官、館長、所長、園長、事務局長、事務長、場長、調整官、検査官、副所長、副園長、課長代理、課長補佐、室長補佐、所長補佐、副館長、企画幹、医療専門幹、総括主幹、主幹、教頭、主幹保育教諭、事務局次長、係長、保健師長、保育士長、看護師長、副看護師長、管理栄養士長、医長、医療専門員、獣医師長、薬剤師長、主幹行政専門員、主幹技術専門員、主幹学芸専門員、主幹文化財専門員、主幹保健専門員、主幹保育専門員、主幹保育教諭専門員、主幹教育専門員、主幹栄養専門員、主幹獣医専門員、主幹薬剤専門員、主任、主任学芸員、文化財主任、主任保健師、主任保育士、主任保育教諭、主任看護師、主任栄養士、主任管理栄養士、主任獣医師、<u>                    </u>、薬剤主任、診療放射線主任、臨床検査主任、歯科衛生主任、主任行政専門員、主任技術専門員、主任学芸専門員、</p>

主任文化財専門員、主任保健専門員、主任保育専門員、主任保育教諭専門員、主任教育専門員、主任栄養専門員、主任獣医専門員、主任薬剤専門員、副主任、副主任学芸員、文化財副主任、副主任保健師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任看護師、副主任栄養士、副主任管理栄養士、**副主任獣医師、副主任薬剤師**、副主任診療放射線技師、副主任臨床検査技師、副主任歯科衛生士、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任学芸専門員、副主任文化財専門員、副主任保健専門員、副主任保育専門員、副主任保育教諭専門員、副主任教育専門員、副主任栄養専門員、副主任獣医専門員、副主任薬剤専門員、主任主事、主任技師、文化財主任主事、行政専門員、技術専門員、学芸専門員、文化財専門員、保健専門員、保育専門員、保育教諭専門員、教育専門員、栄養専門員、獣医専門員、薬剤専門員、主事、技師、学芸員、文化財主事、保健師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士、管理栄養士、医員、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、班長、車庫長、自動車運転士長、主幹運転専門員、主幹調理専門員、自動車運転士主任、調理師主任、清掃主任、主任運転専門員、主任調理専門員、自動車運転士副主任、調理師副主任、清掃副主任、副主任運転専門員、副主任調理専門員、運転専門員、調理専門員、自動車運転士、調理師、清掃員

2 法令等に特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、次

主任文化財専門員、主任保健専門員、主任保育専門員、主任保育教諭専門員、主任教育専門員、主任栄養専門員、主任獣医専門員、主任薬剤専門員、副主任、副主任学芸員、文化財副主任、副主任保健師、副主任保育士、副主任保育教諭、副主任看護師、副主任栄養士、副主任管理栄養士、**副主任薬剤師、副主任獣医師**、副主任診療放射線技師、副主任臨床検査技師、副主任歯科衛生士、副主任行政専門員、副主任技術専門員、副主任学芸専門員、副主任文化財専門員、副主任保健専門員、副主任保育専門員、副主任保育教諭専門員、副主任教育専門員、副主任栄養専門員、副主任獣医専門員、副主任薬剤専門員、主任主事、主任技師、文化財主任主事、行政専門員、技術専門員、学芸専門員、文化財専門員、保健専門員、保育専門員、保育教諭専門員、教育専門員、栄養専門員、獣医専門員、薬剤専門員、主事、技師、学芸員、文化財主事、保健師、保育士、保育教諭、看護師、栄養士、管理栄養士、医員、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士、班長、車庫長、自動車運転士長、主幹運転専門員、主幹調理専門員、自動車運転士主任、調理師主任、清掃主任、主任運転専門員、主任調理専門員、自動車運転士副主任、調理師副主任、清掃副主任、副主任運転専門員、副主任調理専門員、運転専門員、調理専門員、自動車運転士、調理師、清掃員

2 法令等に特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、次

の補職を付する。

出納員、社会福祉主事、査察指導員、身体障害者福祉司、防火管理者、徴税吏員、固定資産評価補助員、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、公営住宅監理員、道路監理員、車両整備管理者、安全運転管理者、副安全運転管理者、環境衛生指導員、廃棄物処理施設技術管理者、建築主事、建築監視員、電気主任技術者

の補職を付する。

出納員、社会福祉主事、査察指導員、身体障害者福祉司、防火管理者、徴税吏員、固定資産評価補助員、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、公営住宅監理員、道路監理員、車両整備管理者、安全運転管理者、副安全運転管理者\_\_\_\_\_、廃棄物処理施設技術管理者、建築主事、建築監視員、電気主任技術者

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。